



県 章

滋賀県公報

平成 15 年 (2003 年)
8 月 15 日
第 2220 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (レイカディア推進課)	773
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (レイカディア推進課)	773
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課)	774
○ 地 域 振 興 局 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	775
○ 雑 報	
環境影響評価書の縦覧公告	775

告 示

滋賀県告示第 432 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 15 年 8 月 15 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所の 所在地	サービスの 種類	指定年月日	介護保険 事業所番号
グループホーム 瀬田川やすらぎ館	大津市稲津一丁目 3 番 9 号	株式会社やすらぎ 館	京都府京都市東 山区新宮川町通 五条上る二丁目 山田町 502 番地 3	痴呆対応 型共同生 活介護	平成 15. 8. 1	2570100947

滋賀県告示第 433 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成 15 年 8 月 15 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	介護保険 事業所番号
グループホーム 瀬田川やすらぎ館	大津市稲津一丁目 3 番 9 号	株式会社やすらぎ 館	京都府京都市東 山区新宮川町通 五条上る二丁目 山田町 502 番地 3	平成 15. 8. 1	2570100947

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年 法律 第 7 号) 第 10 条 第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 15 年 8 月 15 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請のあった年月日 平成 15 年 7 月 28 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みずうみ

特定非営利活動法人の代表者の氏名 武石 万知子

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 近江八幡市西本郷町 481 番地

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、介護が必要な高齢者、障害者や手助けを必要としている人々に対し、地域の中での相互扶助の心を大切にして、対等な関係においての高齢者への福祉サービス活動を行い地域福祉の向上に努め、また地域の、子供たちと共に人間性あふれたより住みやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖南地域振興局総務振興部総務出納課 草津市草津三丁目 14 - 75

滋賀県甲賀地域振興局総務振興部総務出納課 甲賀郡水口町水口 6200

滋賀県東近江地域振興局総務振興部総務出納課 八日市市緑町 7 - 23

滋賀県湖東地域振興局総務振興部総務出納課 彦根市元町 4 - 1

滋賀県湖北地域振興局総務振興部総務出納課 長浜市平方町 1152 - 2

滋賀県湖西地域振興局総務振興部総務出納課 高島郡今津町今津 1758

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 15 年 7 月 28 日から平成 15 年 9 月 29 日までの各縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年 法律 第 7 号) 第 10 条 第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 15 年 8 月 15 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請のあった年月日 平成 15 年 7 月 25 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 琵琶湖自然浄化プロジェクト

特定非営利活動法人の代表者の氏名 谷村 巖

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 守山市今浜町 2620 番地 99 琵琶湖アーバンリゾート 番館 220 号

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、自然浄化システムを活かして事業場及び家庭の生ごみの減量と河川・湖沼の水質・底質を改善し、水環境と地球環境の保全並びに快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖南地域振興局総務振興部総務出納課 草津市草津三丁目 14 - 75

滋賀県甲賀地域振興局総務振興部総務出納課 甲賀郡水口町水口 6200

滋賀県東近江地域振興局総務振興部総務出納課 八日市市緑町 7 - 23

滋賀県湖東地域振興局総務振興部総務出納課 彦根市元町 4 - 1

滋賀県湖北地域振興局総務振興部総務出納課 長浜市平方町 1152 - 2

滋賀県湖西地域振興局総務振興部総務出納課 高島郡今津町今津 1758

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 15 年 7 月 25 日から平成 15 年 9 月 25 日までの各縦覧場所における執務時間内

地 域 振 興 局 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 15 年 8 月 15 日

滋賀県東近江地域振興局長 西 田 弘

開発許可を受けた者の住所・氏名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
近江八幡市中小森町 434 東 和城	近江八幡市中小森町字北出 409 の一部、411 の一部	489.96 m ²	平成 15. 7. 30	000355

雑 報

環境影響評価書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例 (平成 10 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 22 条 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 淡海クリーンセンター甲賀設置事業に係る環境影響評価書を作成し、滋賀県知事、甲賀町長および土山町長に送付しましたので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書を縦覧に供します。

平成 15 年 8 月 15 日

- 1 公告する事業者 財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 國松善次
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 國松善次
大津市松本一丁目 2 番 1 号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 (仮称) 淡海クリーンセンター甲賀設置事業
 - (2) 種類 廃棄物最終処分場
 - (3) 規模 事業区域 23.75 ヘクタール
- 4 対象事業実施区域 甲賀郡甲賀町大字神
- 5 環境影響評価書の縦覧の期間 平成 15 年 8 月 15 日から平成 15 年 9 月 16 日まで
- 6 環境影響評価書の縦覧場所および時間
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 (大津市京町四丁目 1 - 1) 午前 9 時から午後 5 時まで、ただし土曜日、日曜日および祝日を除く。
滋賀県甲賀地域振興局環境農政部環境課 (甲賀郡水口町水口 6200) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、ただし土曜日、日曜日および祝日を除く。
甲賀町住民生活課 (甲賀郡甲賀町相模 173 番地の 1) 午前 9 時から午後 5 時まで、ただし土曜日、日曜日および祝日を除く。
甲賀町立図書情報館 (甲賀郡甲賀町大原中 889) 午前 10 時から午後 6 時まで、ただし月曜日、火曜日を除く。
土山町住民課 (甲賀郡土山町北土山 1715) 午前 9 時から午後 5 時まで、ただし土曜日、日曜日および祝日は宿直室

財団法人滋賀県環境事業公社 (大津市松本一丁目 2 番 1 号) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、ただし土曜日、日曜日および祝日を除く。

財団法人滋賀県環境事業公社甲賀支社 (甲賀郡甲賀町大原市場 744) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、ただし土曜日、日曜日および祝日を除く。

- 7 この公告で示した事項に係る問い合わせ先 財団法人滋賀県環境事業公社甲賀支社 電話 0748 - 88 - 9191 担当 : 林、安福